

(第一類 第七号)

衆議院 厚生委員会議録 第十八号

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君
 理事有田 二郎君 (理事中嶋 勝一君)
 理事田中 松月君 (理事山崎 道子君)
 理事 武田 キヨ君
 近藤 鶴代君
 太田 典禮君
 松谷天光君
 最上 英子君
 松本 健一君
 厚生大臣 喜多橋治郎君
 厚生事務官 久下 勝次君
 厚生技官 三木 行治君
 参議院議員 谷口彌三郎君
 専門調査員 川井 章知君
 委員外の出席者
 大蔵事務官 大平 正芳君
 医師法案(内閣提出)(第一六〇号)
 医師法案(内閣提出)(第一六七号)
 保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)(第一六八号)
 歯科衛生士法案(内閣提出)(第一六九号)
 歯科医師法案(内閣提出)(第一七〇号)
 医療法案(内閣提出)(第一七三号)
 船員保険法第一部を改正する法律案(内閣提出)(第一七七号)

出席政府委員
 出席
 理容師法一部を改正する法律案
 (榎原亨君外十名提出)(第九号)
 優生保護法案(参議院提出、参議院送付)(第一七四号)
 送付(参法第一号)
 予防接種法案(内閣提出、参議院送付)(第一七四号)

○山崎委員長 ただいまより会議を開きます。
 医師法案を議題といたしまして討論に入りますが、討論に入るに先立ちまして緊急質問の通告がありますので、これを許します。有田委員。

○有田委員 医師法案の第二十二條に「医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合には、これを交付しなければならない」という項目が設けられたのであります。しかし

この問題につきましては、これを医師が履行しない場合におきましては、医師が履行しない場合におきましては、これが医師せん料につきましては、国民保険の場合には、大体三十円以内が厚生省としては妥当であると考えておりますがため

に、全国的に各都道府県に通牒を発しまして、地方の医師会とよく連絡協調せしめまして、十分行政面によつて徹底するような措置をとりたいと存じておる次第でありますから、さよう御了承願いたいと思います。

○有田委員 政府の御所見を承りまして、まことに意を強くしたのであります。しかし、この第二十二條の、患者の求めによつて、処方せんを出さなければ罰金五千円になるという趣旨を全

するのであります。民主日本の医療の面におきまして、處方せんは患者の求めによつて交付しなければならぬ、しかし行き方である。かように私は確信しているのであります。新医師法の第二十二條は、一つの大きな法律であります。しかし、處方せん料を三千円以下に定めたのであります。この問題につきましては、處方せん料が三千円以下の罰金になるといふことは、國民のために非常にいい法律であります。しかし、それを交換しない場合においては、五千円以下の罰金になるといふことは、國民のために非常にいい法律であります。しかし、それを交換しない場合においては、五百円以下の罰金になるといふことは、國民のために非常にいい法律であります。しかし、それを交換しない場合においては、五百円といふような多額な料金をとらせておる向かいもあるやうに聞いておりま

す。大体國民保険の方面では、三十

円が最高ということになつておると思

いますが、ぜひとも處方せんの價格を、経済的に非常に困つておられる國民大衆に迷惑のかからないように、大

衆につきましては、医師の方で十分に、政府として最善の御努力が頼いたいと思うのですが、政府の御所

見を伺いたいと思います。

○喜多政委員 ただいま有田委員の御説はごもづとも存じます。處方せん料につきましては、國民保険の場合には、大体三十円以内が厚生省として妥当であると考えておりますがため

に、全国的に各都道府県に通牒を発しまして、地方の医師会とよく連絡協調せしめまして、十分行政面によつて徹底するような措置をとりたいと存じておる次第でありますから、さよう御了承願いたいと思います。

○有田委員 政府の御所見を承りまして、まことに意を強くしたのであります。しかし、この第二十二條の、患者の求めによつて、処方せんを出さなければ罰金五千円になるという趣旨を全

するのであります。しかし、處方せん料を三千円以下に定めたのであります。この問題につきましては、處方せん料が三千円以下の罰金になるといふことは、國民のために非常にいい法律であります。しかし、それを交換しない場合においては、五百円といふような多額な料金をとらせておる向かいもあるやうに聞いておりま

す。大体國民保険の方面では、三十

(六五三)

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

さらに處方せんの問題につきましては、患者からやかましく言わなくとも、むしろ進んで医師の方から處方せんを渡す。特にお金に困つておられる

も、患者からやかましく言わなくとも、むしろ進んで医師の方から處方せんを渡す。特にお金に困つておられる

するということの了解でよろしくうござりますか、なお念のためにお聞きした

いと存じます。

○嘉多政委員 柳原委員の御質問に

お答え申し上げます。先ほどの有田委員に対しましての私の答弁は、もちろん現在の情勢をもつてお話しを申し上げる次第でありますから、現下の

社会情勢から見まして、物價の高騰等がある場合におきまして、基本となるべき國民保険等の変革も、将来あり得るのでなかろうかと思ひます。さような場合には、もちろん社会保険・診療報酬算定協議会において、十分御協議を願つたものによるべきであろうと私は当然考えます。さよう御了承願います。

○山崎委員長 柳原委員の討論を許します。

○柳原(争)委員 処方せんの問題につきまして、いろいろ御議論があつたようです。ございまするが、私どもの立場をこの際はつきり申し述べておきたいと思ふのでござります。

处方せん料と申しますのは、言いかえれば治療の一部分を診察料の中に含めまして、診察料のはかに治療料をとるましても、診察料の中には治療料をとることは当然のことであります。たとえて申しますと、診察と治療は別でございますが、思ふのであります。たとえて申しますと、治療料を含めた診察料を患者から出されないといふ事態が起

ては診察料の中に處方せん料を入れる

といふ議論に、私どもは賛成するこ

とができるのであります。さらに医者

が調剤いたしますところの薬の処方を

公開するといふことが、盛んに言われておるのであります。私もはむしろこれに絶対反対でございまして、処

方の内容といふのは、むしろ公開すべきものでなくて、これは患者に知ら

せない方が、最も治療上有効だと思

うのでございます。但し處方せんを発行

するということについては、全面的に

賛成でございまして、私どもの立場か

ら申しますと、むしろ嚴封を施しま

した処方せんを発行いたしました。そ

の嚴封いたしました処方せんについて

は、薬剤師がこれを調剤する義務を負

うということにいたしました。薬剤師

によつてこれを調剤させるということ

を理想と考えるのであります。従いま

して患者がその処方の内容を知りま

す。處方せんを調剤する義務を負うこ

と、處方せんを発行いたしました考

えます。この際はつきり申し述べておきたいと思ふのでござります。

ては医師を信頼しないことであります

て、かかる信用しないような医者にか

かりまして、病氣は当然治らないの

でありまして、この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

張、これら主張に対しまして虚心坦

懐に耳を傾けてまいたのであります

。私どもは、薬剤師及び医師の方々

が、自分の利益のためにその主張をも

頼します。医師を信頼します。この信

頼感の上に立つてのみわれの理想的

であります。私は思ひであります。医師

側といたしましては、決して医薬分業

に反対するものではないのであります

。たとえて申しますと、多數の薬が要

ります。これは当然のことでございまして、この點の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

政措置、あるいは行政的な指導の面に

おいて、かよくな対立が將來再び繰返

されないように措置されることを歓迎

します。私どもは、薬剤師を信

頼ません。私どもは薬剤師を信

頼します。医師を信頼します。この信

頼感の上に立つてのみわれの理想的

であります。私は思ひであります。医師

側といたしましては、決して医薬分業

に反対するものではないのであります

。たとえて申しますと、多數の薬が要

ります。これは当然のことでございまして、この點の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

ます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。各案の採決に入ります。保健婦

のため、その聖なる機能を遺憾なく

發揮し得るよう医師の養成、薬剤師の

分布、医薬品の製造、その配給等の行

事務をもつものであります。もしも不正な医者がございまして、いろ

う調剤にあたつて不正なことをする

のであります。私は思ひであります。医師

側といたしましては、決して医薬分業

に反対するものではないのであります

。たとえて申しますと、多數の薬が要

ります。これは当然のことでございまして、この點の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

てあります。この点の議論は成り立

科医師法案、医療法案、國家公務員共済組合法案、予防接種法案を原案通り可決することに賛成の諸君の御起立を望みます。

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 次に理容師法の一部を改正する法律案を議題といたしまして討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。山崎委員。

○山崎(道)委員 この法案におきまして、第四條の「指定委員会」とあるのを「指定協議会」と修正していただきたいと思います。原案第二十一條以下を削除し、新たに第二十一條といたしまして次の條文を挿入すること、「学校府縣知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは免許を受けて理容師となることができる。前項の試験は、従前の例により行うものとする。」ここにこの條文を挿入いたしましたのは、今日完備した理容師の学校といふものは、全國にあまりたくさんありませんから、その少い学校を卒業した者でなくては資格が得られないということになりますと、せつから理容師にならうとしておる人々も、縮め出しを食うものが少くないのであります。今日学校には、いつて勉強するためには、莫大な費用を要しますが、そういう費用を勤労階級の徒弟にはとうてい望むべくもない。従いましてここ当分の間二本建でやつていただきたいと思うからであります。なおこの種の教育機關につきま

しては、また通信教育というようなことを考ねばならないと思うのであります。本法案においてはどういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

〔給員起立〕

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 次に理容師法の一部を改正する法律案を議題といたしまして討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。山崎委員。

○山崎(道)委員 この法案におきまして、第四條の「指定委員会」とあるのを「指定協議会」と修正していただきたいと思います。原案第二十一條以下を削除し、新たに第二十一條といたしまして次の條文を挿入すること、「学校府縣知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは免許を受けて理容師となることができる。前項の試験は、従前の例により行うものとする。」ここにこの條文を挿入いたしましたのは、今日完備した理容師の学校といふものは、全國にあまりたくさんありませんから、その少い学校を卒業した者でなくては資格が得られないということになりますと、せつから理容師にならうとしておる人々も、縮め出しを食うものが少くないのであります。今日学校には、いつて勉強するためには、莫大な費用を要しますが、そういう費用を勤労階級の徒弟にはとうてい望むべくもない。従いましてここ当分の間二本建でやつていただきたいと思うからであります。なおこの種の教育機關につきま

しては、また通信教育というようなことを考ねばならないと思うのであります。本法案においてはどういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 討論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 計論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 計論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○山崎委員長 御異議なければさよう次に本修正部分を除いた他の部分を正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決するに御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたしました。これにも本案は修正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決した各案の報告書の作成は、委員長に御一任せられたいと存じますが、御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう取計います。

○山崎委員長 次に参議院提出の優生保護法案を議題といたします。質疑はこれを許します。田中委員。

○田中(松)委員 こういう場合どうな

がい子供といふものは六人も七人もであります。本法案においてはどういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 この法案におきまして、第四條の「指定委員会」とあるのを「指定協議会」と修正していただきたいと思います。原案第二十一條以下を削除し、新たに第二十一條といたしまして次の條文を挿入すること、「学校府縣知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは免許を受けて理容師となることができる。前項の試験は、従前の例により行うものとする。」ここにこの條文を挿入いたしましたのは、今日完備した理容師の学校といふものは、全國にあまりたくさんありませんから、その少い学校を卒業した者でなくては資格が得られないということになりますと、せつから理容師にならうとしておる人々も、縮め出しを食うものが少くないのであります。今日学校には、いつて勉強するためには、莫大な費用を要しますが、そういう費用を勤労階級の徒弟にはとうてい望むべくもない。従いましてここ当分の間二本建でやつていただきたいと思うからであります。なおこの種の教育機關につきま

しては、また通信教育といふものも考ねばならないと思うのであります。本法案においてはどういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 討論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 計論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○山崎委員長 御異議なければさよう次に本修正部分を除いた他の部分を正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決するに御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたしました。これにも本案は修正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決した各案の報告書の作成は、委員長に御一任せられたいと存じますが、御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう取計います。

○山崎委員長 次に参議院提出の優生保護法案を議題といたします。質疑はこれを許します。田中委員。

○田中(松)委員 こういう場合どうな

含みをもつて聽けばよろしくございきますが、実際問題といたしまして、そういう場合に子供ができると、いわゆる容色が衰えるからというようなことがあります。本法案においては、何千円かかかるが、そういう場合は、金が何千円かかって限定されてしまいます。事実上そぞろが、いろいろ研究の上にさらに改めていきたいと思うのであります。むべきは改めまして、國民生活の向上に資し、また社会公衆の保健の上からも、万全を期するような法案につくります。本法案が完全なものとは思いますが、いろいろ研究の上にさらに改めていきたいと思うのであります。本法案においては、どういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 討論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 計論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○山崎委員長 御異議なければさよう次に本修正部分を除いた他の部分を正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決するに御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたしました。これにも本案は修正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決した各案の報告書の作成は、委員長に御一任せられたいと存じますが、御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう取計います。

○山崎委員長 次に参議院提出の優生保護法案を議題といたします。質疑はこれを許します。田中委員。

○田中(松)委員 こういう場合どうな

含みをもつて聽けばよろしくございきますが、実際問題といたしまして、そういう場合に子供ができると、いわゆる容色が衰えるからというようなことがあります。本法案においては、何千円かかかるが、そういう場合は、金が何千円かかって限定されてしまいます。事実上そぞろが、いろいろ研究の上にさらに改めていきたいと思うのであります。本法案においては、どういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 討論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 計論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○山崎委員長 御異議なければさよう次に本修正部分を除いた他の部分を正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決するに御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたしました。これにも本案は修正議決いたすことになります。

○山崎委員長 原案通り可決した各案の報告書の作成は、委員長に御一任せられたいと存じますが、御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう取計います。

○山崎委員長 次に参議院提出の優生保護法案を議題といたします。質疑はこれを許します。田中委員。

○田中(松)委員 こういう場合どうな

含みをもつて聽けばよろしくございきますが、実際問題といたしまして、そういう場合に子供ができると、いわゆる容色が衰えるからというようなことがあります。本法案においては、何千円かかかるが、そういう場合は、金が何千円かかって限定されてしまいます。事実上そぞろが、いろいろ研究の上にさらに改めていきたいと思うのであります。本法案においては、どういう扱いにいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 起立総員。よつて本案はいすれも原案の通り可決いたしました。

○山崎委員長 討論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 計論は終局いたしました。採決には、山崎委員より提案せられた各派共同一致の修正案について採決いたしたいと存じます。

○山崎委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○山崎委員長 御異議なければさよう次に本修正部分を除いた他の部分を正議決いたことになります。

○山崎委員長 原案通り可決するに御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたしました。これにも本案は修正議決いたことになります。

○山崎委員長 原案通り可決した各案の報告書の作成は、委員長に御一任せられたいと存じますが、御異議ありません。

○山崎委員長 御異議なければさよう取計います。

○山崎委員長 次に参議院提出の優生保護法案を議題といたします。質疑はこれを許します。田中委員。

○田中(松)委員 こういう場合どうな

いまの下部組織との徹底ということにつきましては、これは私ども今後当局の方にもお願ひいたしますし、なお医師会などにおきましても、できるだけ十分に趣旨を徹底させて、現在ほんとうに困つておる方、あるいは日本も今人口が非常に多過ぎで困つておるといふような点を、ある点において十分考慮していくようにしたいと思つております。

○山崎委員長 本案に対する質疑はこれまで打切りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なければ質疑を打ちります。

○山崎委員長 次に討論にはいります。有田君。

○有田委員 民主自由党を代表しまして、本案に賛成の意を表するものであります。

本法案は優生上の見地から、不良な子供の出生を防止する、敗戦後の非常に混乱した日本の現状に最も即した法案である。かように確信するものであります。しかしながらその運営のよしきを得ない場合におきましては、道義頗るいたしております。今日におきまらない、かようによると信ずるものであります。敗戦後経済的にも道義的にも非常に混乱いたしておりますけれども、われわれ日本人は日本人としての信念と誇りとをもつていかなければならぬ。従つてこの法案の運営がわかれい。従つてこの法案の運営がわかれい。日本人の誇りを傷つけることのないよに、政府においてもまた國民においても、

ても、十分に肝に銘じてやるべきである、かようによると信じます。この意見を具しまして本法案に賛成いたすものであります。

○山崎委員長 討論を終ります。

○山崎委員長 起立総員、よつて本案は可決いたします。

〔賛成者起立〕

なお議長に対する報告書の作成につきましては、委員長に御一任していただきたくと存するものであります。

○山崎委員長 御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたします。

午後零時十三分散会

〔参照〕

医師法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

医事制度に関する戦時の立法である國民醫療法を改めて、終戦後の社會情勢に適應するような医師の身分及び業務に関する單行法を制定します。それは先ほど厚生当局と農林当局の列席の上での各種の質疑應答を通じて、私はどうしてもはつきりしないものを感じたのであります。それは次の一項を要求いたしたいと思います。それは法律案の審議に先だしまして私は

本法案は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、國民の醫療及び公衆衛生を向上させるため適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

二、議案の可決理由

本法案は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、國民の醫療及び公衆衛生を向上させるため適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約九十九万円

右報告する。

昭和二十三年六月二十八日 厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長 松岡駒吉殿

衆議院議長 松岡駒吉殿

一、議案の目的及び要旨

本法案は、歯科医師法案(内閣提出)に関する報告書

二、議案の可決理由

本法案は、医師の資質を向上し、國民医薬の普及と公衆衛生の向上を図るために適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約三百五百万円

右報告する。

昭和二十三年六月二十八日 厚生大臣 岩男

本日農林省としては禁意を表することとして、私は農林大臣と厚生大臣、なお

ができないと言われた大島政務次官の三名の御出席を願います。この点を明確にして、かかる後に船員保険法の審議にはいりたいと考えます。

○山崎委員長 委員長から申し上げます。野木委員の申出を承りました。さよう取計らいます。

残余の日程は延期いたします。次会は明二十九日午前九時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○山崎委員長 船員保険法の一部を改正する法律案の審議に先だしまして私は

本法案は、國民医療法の委任により関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、國民医療法の委任によつて、政令で規定された保健婦、助産婦及び看護婦に関する事項を國民医療法の廃止に伴う法律に規定するのが本法案の目的である。

從前の制度と異なる主なるものは、これら三医療關係者の素質向上を図るため、免許を受けることのできるものと資格を相当程度高めたこと、助産婦は当然に甲種看護婦の業務をなすことができるることとしたこと及

び乙種看護婦は甲種看護婦に比して業務の内容を制限した点等である。

二、議案の可決理由

本法案は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、國民の醫療及び公衆衛生を向上させるため適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

年額約三百三十五万円

右報告する。

昭和二十三年六月二十八日 厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長 松岡駒吉殿

一、議案の目的及び要旨

本法案は、歯科医師法案(内閣提出)に関する報告書

二、議案の可決理由

本法案は、わが國民に歯科疾患が多く、しかもその予防が充分に行われていない弊を除くため、歯科疾患の予防処置を業とする者として歯科衛生士制度を設けることが目的であり、その内容は歯科衛生士の免許、試験及び業務等について規定している。

本法案は、歯科疾患を予防し、もつて公衆衛生の向上を図るために適當なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

医療法案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の目的及び要旨

本法案の目的は、医療制度に関する戦時立法である國民医療法を改正する。議案の目的及び要旨として、医療の普及及びその適正化を図るため、病院その他の医療機関に関する異行法を制定することにある。その内容の主なるものは概ね次の通りである。

(一) 病院の規格を引き上げ、患者二十人以上の収容施設を有するものとし、その設備等に關しても相当高度の基準を設けたこと。

(二) 診療所、助産所の収容人員について一定の制限を設けたこと。

(三) 患者百人以上を収容し、且つ、一定設備あるものについて、新たに総合病院の制度を設けたこと。

(四) 従来すべて許可制度によつた病院、診療所を医師及び歯科医師が開設する場合は届出制度としたこと。

(五) 厚生省及び都道府県に医療機関整備審議会を設けて、医療機関の全般的整備計画につき調査審議に当らせること。

二、議案の可決理由
本法案は、医療機関の整備普及を図り、もつて國民の医療及び公衆衛生の向上を図るために適切なものと認められた。

三、本案施行に要する経費
年額約十四万九千円
右報告する。

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

予防接種法案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の目的及び要旨

現行の政府職員共済組合令は、明治二十二年法律第七十二号により暫定的に法律と同格の効力を認められているが、近くその期限が満了するので、新たに共済組合の組織活動等を規律統一しようとするのが本法案の目的である。その内容の主なるものは次の通りである。

(一) 共済組合を法人として権利義務の帰属を明確ならしめたこと。

(二) 組合の民主的運営を図るために一定の制限を設けたこと。

(三) 痘そう、ジフテリヤ、百日ぜき、陽チフズ、バラチフズ、結核、発疹チフス、コレラ、ベスト、じょう紅熱、ワイルス病及びインフルエンザの予防接種を施行し、これらの傳染性疾患の発生及びまん延を予防し、もつて公衆衛生の増進及び向上を図ろうとするのを本法案の目的である。その内容は予防接種を行うことを市町村長の義務とし、臨時予防接種の実施、証明書の交付及び台帳の作製等について規定している。

二、議案の可決理由
本法案は、共済組合の給付の種類、額等を統一し、健康保険法及び厚生年金保険法の改正と実質的に均衡を図り、新たに休業手当金を設けたこと。

(一) 終戦後の傳染病の発生事情並びにこれが対策等に鑑み、この種予防接種の励行を図ることは極めて時宜に適したものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

(二) 本案施行に要する経費
約一億二千九百万円
右報告する。

昭和二十三年六月二十八日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

質の低下を防止するとともに、進で母性の生命、健康保護の見地から優生手術の対象範囲を拡張し、又ある程度の人工妊娠中絶を認めようとするのが本法案の目的である。その内容の主なるものは次の通りである。

(一) 悪質疾病の遺傳防止と母性保護の立場から一定範囲のものは任意に断種手術が受けられる。

(二) 強度の遺傳性精神病その他悪質遺傳者の子孫の出生を防止するため強制断種手術を認めたこと。

(三) 悪質疾病を有するものが妊娠し、又は妊娠分娩により母体の生命を危険に陥らしめる虞のある場合、その他やむを得ない事情あるときは妊娠中絶を認めたこと。

(四) 中央、地方、地区の三種類の優生保護委員会を設けて、それぞれ訴願の審査、強制断種手術の判定及び人工妊娠中絶手術の適合の決定に当らしめたこと。

(五) 各府県に優生結婚相談所を開設、優生問題に関する指導機関としたこと。

二、議案の可決理由
本法案は、現行國民優生法は施行の実情と戰後変貌した社会的環境を考慮するときは、悪質遺傳の徹底的防止のためには更に強制手段採用の必要があり、又ある程度の妊娠中絶を許すことと母性保護の見地より望ましく、優生相談所による指導と相まって、國民素質の向上に資する上において

優生保護法案(参議院提出)に関する報告書
一、議案の目的及び要旨

戦時國策の一立法たる現行國民優生法が既に社會の現情勢に適應しなくなつたため、國民素質の向上策についても新たな努力をする必要がある、これ可決すべきものと議決した。

二、議案の可決理由
本法案は、國民の現情勢に適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費
交付金特別会計 約十七億八千六十万円
一般会計 約二億九千五百五十八万円
右報告する。

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年六月二十八日

昭和二十三年六月二十八日

理容師法の一部を改正する法律案(編原草者外十名提出)に関する報告書
一、議案の目的及び要旨

現行理容師法によれば、理容師免許を得る資格としては、厚生大臣指定の養成施設において修業した者と、試験合格者との二本立てであるが、從來弊害の伴い勝ちな試験制度を廃止しようとするのが本法律案の目的であり、その内容は、理容師免許を受けようとする者は、厚生大臣指定の理容師養成施設で一年以上修業した後更に一年の実地修練を経ることと、厚生大臣が養成施設を指定する場合の諸問題機関として理容師養成施設指定委員会を設けている。

なお、從来の試験制度は、六年間の学校制度が完備されるまでの期間について、経過的にこれを認めている。

本法律案は、理容師免許を得る資格を厚生大臣指定の養成施設卒業者のみに認めようとするもので、その内容は概ね妥当と認められるが、

(一) 最近の立法の例により「委員会」を「協議会」に改めること。

(二) 厚生大臣指定の養成施設の普及状況に鑑み、学校教育法第47条に規定する者に対し、昭和二十八年六月三十日まで從來の試験制度を認める。

(三) 従前から理容師になる目的で徒弟見習中の者及び都道府県知事の指定した理容師養成施設に現在在学している者に対する特例を規

定した附則第二十一條及び第二十二條は、政府提出の理容師法特例案と重複するからこれを削除すること。等を適当と認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 厚生委員長 松岡駒吉殿 山崎 岩男

理容師法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條 厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理容師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、^{協議会}理容師養成施設指定委員会に諮問しなければならない。な

前項の理容師養成施設指定委員会に於ける規定は、省令で、これを定める。

附 則

第二十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二十一條 学校教育法第四十七條に規定する者は、第二條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十三年六月三十日までは、都道府県知事が行う理容師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受け理容師になることができる。

前項の試験は、從前の例により行うものとする。

第二十二條 昭和二十三年一月一日において現に、都道府県知事が從前の命令により認可し又は指定した理容師の養成施設において修業中であった者は、理容師法

(昭和二十一年法律第二百三十四号)第二條又は第三條の規定にかかるず、その養成施設の定める教育課程を修了したときは、都道府縣知事の免許を受けて理容師になれることができる。

第二十二條 昭和二十三年一月一日において現に、理容師になる目的で、理容所において理髮業又は美

容業の補助的業務に從事していた者又は理容師の養成施設において修業中であった者は、昭和二十五年六月三十日までに理容師試験又は美容師試験に合格したときは、都道府縣知事の免許を受けて理容師になれることができる。

前項の試験は、從前の例により行うものとする。